

新型コロナウイルス感染症にかかる対応方針について

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大するなか、守山野洲行政事務組合（野洲川斎苑）では、下記のとおり対応しています。

記

■現在の取組

- ・ 注意喚起を促す張り紙等による啓発。
- ・ 式場の椅子の間隔をできる限り空ける。（エントランス部分の利用も可能としている）
- ・ 窓口対応での飛沫感染を防止するため、透明シールドを設置。
- ・ 業務継続計画の作成。
- ・ 職員の健康管理等を徹底。

■今後の取組（予定）

今後の感染拡大に応じて、次のとおり対応します（状況に応じて見直す）。

1 火葬について

- (1) 予約方法等について（通常時と同様）
- (2) ご遺体到着時の対応について（通常時と同様）
- (3) 告別室・収骨室の入室人数について
 - ・ 状況に応じて入室人数を制限する。（他者との距離を概ね2m確保）
 - ※告別室：15人（通常40人）まで
 - ※収骨室：15人 まで

2 式場利用について

- (1) 予約方法について（通常時と同様）
 - ・ 電話予約システム等で予約する。
- (2) 式場の収容人数について
 - ・ 状況に応じて収容人数を制限する。（他者との距離を概ね2m確保）
 - ※通常の1/3程度（通常 式場1：120人 式場2：80人）

3 参列者の制限について

- (1) 緊急事態宣言が発令された都府県など、感染が急増している地域からの参列の自粛を要請する。

4 新型コロナウイルス感染症に感染したご遺体の受け入れ対応について

(1) 火葬について

ア) 予約方法等について

- ・ 火葬の予約は当日受け付けることができる。（死後24時間以内での火葬が可能）
- ・ 管外のウイルス感染死亡者の火葬予約については、正当な理由がない限り受け付けない。
- ・ 電話連絡でのみ受け付ける。（電話予約システムでの予約は不可）
- ・ 火葬受け入れ時間は、原則、午前には火葬予約が入っていない場合は午前、もしくは、当日の火葬終了後からとする。
- ・ 厚生労働省Q&Aに示されている「遺体の火葬等の取り扱いについて」に従い、医療機関等にお

いて、ご遺体を非透過性納体袋に收容・密封し、消毒したものを納棺した状態で受け入れる。
(お棺も消毒すること)

- ・新型コロナウイルス感染症に感染したご遺体の霊安室の利用は認めない。

イ) ご遺体到着時の対応について

- ・火葬員が火葬棟正面玄関前でご遺体の受け入れを行なう。
- ・お棺の蓋や小窓の開閉は禁止する。

ウ) 収骨等について

- ・収骨は火葬員が行い、骨壺に納めた状態でご遺族に火葬棟正面玄関前にて引き渡す。
- ・引き渡しの時間については、斎苑よりご遺族に連絡する。

エ) ご遺族の施設への立ち入りについて

- ・ご遺族の館内への立ち入りは原則禁止する。ただし、陰性と診断されている場合は入館を妨げない。

オ) 施設の消毒について

- ・必要に応じて消毒作業を行う。

(2) 式場利用について

- ・式場利用は認めない。

(3) 記録の保管について

- ・予約または問い合わせがあった時点から、利用後の消毒作業が完了するまでの間について詳細に記録する。

※記録内容は、予約または問い合わせ時刻、受入れ時刻、対応者、受入れから収骨終了までの時間、消毒作業箇所、消毒方法など

5 感染者の行動歴に当斎苑があった場合の対応について

(1) 火葬棟への行動歴が確認された場合

- ・保健所の指示により、一定期間、火葬の受入れを停止する。
- ・「災害時における滋賀県斎場施設連絡協議会構成火葬場の相互応援協力に関する協定」に基づき、協議会構成火葬場へ受入れの協力を要請する。
- ・保健所の指示により、火葬棟内の消毒作業を実施する。

(2) 葬祭棟への行動歴が確認された場合

- ・保健所の指示により、一定期間、式場の利用を停止する。
- ・民間業者のホールへの振り替え応援を要請する。
- ・保健所の指示により、葬祭棟内の消毒作業を実施する。

令和2年4月14日

守山野洲行政事務組合

野洲川斎苑